

第7章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要かつ重要と認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

桐生の歴史的建造物の大きな特徴として、織物産業の繁栄を背景に、多様な用途、形式、建築年代の建造物が併存して歴史的町並みを形成していることが挙げられる。具体的には、第2章の歴史的風致で触れたとおり、織物のまち桐生を代表するノコギリ屋根工場や織物産業で財をなした人々の住宅、桐生の近代化を象徴する建造物、桐生発祥の地に残る建造物や社寺などが現存している。また、建物に限らず、桐生新町伝建地区などを中心に残る江戸時代からの町割りと路地空間、水路や水路跡、塀、樹木などの環境物件も歴史的町並みの重要な構成要素である。

そのため、歴史的風致形成建造物の指定対象として、桐生の近代化に貢献した土木構造物や、建物と一体となって歴史的風致を形成している門や塀等の工作物や庭等も必要に応じて指定するものとする。

これらの建造物を今後も良好な状態で維持していくためには、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていくことが必要である。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、次の指定基準や指定対象に基づき、所有者や管理者等との協議の上、同意を得ることを前提に、桐生市歴史まちづくり推進協議会の意見を聴くこととする。

2. 指定対象

指定対象は、国指定文化財及び重伝建地区における伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）に基づく県指定文化財
- ② 桐生市文化財保護条例（昭和36年桐生市条例第7号）に基づく市指定文化財
- ③ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの

3. 指定基準

本市の歴史的風致を維持向上する上で重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物とする。なお、それらと一体となって歴史的風致を形成している庭等の土地又は物件も含むものとする。

- ① 桐生らしい地域性、歴史性が表れている建造物
- ② 歴史的、文化的に市民に親しまれている建造物
- ③ 外観が景観形成上重要で歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物
- ④ 意匠・形態・技術性が優れている建造物

ただし、指定の方針を充分に踏まえたもので以下の条件を満たすものとする。

- 概ね築50年程度経過しているもの
- 所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するため的一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

4. 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物指定及び指定候補一覧

番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
1		桐生織物会館旧館 平成30年11月18日指定(第1号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	永楽町	一般財団法人 桐生織物会館	昭和9年 (1934)	国登録 日本遺産
2		群馬大学工学部同窓記 念会館 平成30年11月18日指定(第2号)	天神町	国立大学法人 群馬大学	大正5年 (1916)	国登録
3		旧金谷レース工業	東久方町	個人	大正8年 (1919)	国登録
4		旧松岡商店	永楽町	個人	昭和10年 (1935)	国登録
5		旧堀祐織物工場 令和4年2月8日指定 (第9号)	巴町	法人	昭和10年 (1935)頃	国登録
6		金善ビル 令和4年2月8日指定 (第11号)	本町	個人	大正10年 (1921)頃	国登録
7		後藤織物 令和5年2月9日指定 (第13号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	東	法人	明治前期 ～昭和24年 (1949)	国登録 日本遺産

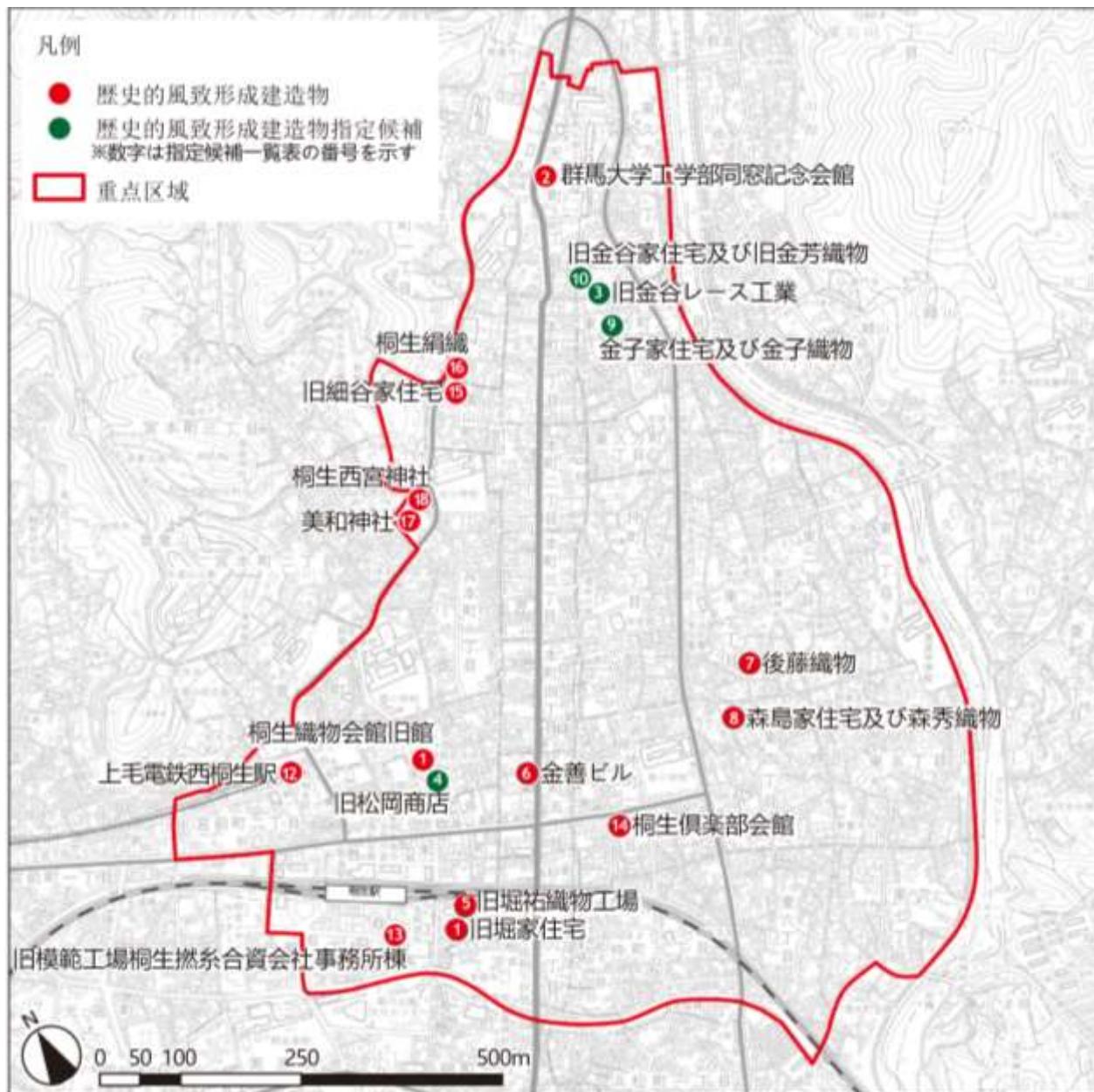
番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
8		森島家住宅 及び森秀織物 令和5年2月9日指定 (第14号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	東	個人	大正13年 (1924)頃 ～昭和26年 (1951)頃	国登録 日本遺産
9		金子家住宅 及び金子織物	東久方町	個人	明治20年 (1887) ～昭和27年 (1952)	国登録
10		旧金谷家住宅及び旧金芳織物	東久方町	個人	明治6年 (1873) ～昭和6年 (1931)頃	国登録
11		旧堀家住宅 令和4年2月8日指定 (第10号)	巴町	個人	昭和4年 (1929)	国登録
12		上毛電鉄西桐生駅 令和2年2月12日指定 (第4号)	宮前町	上毛電気鉄道 株式会社	昭和3年 (1928)	国登録
13		旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟 平成30年11月18日指定(第3号) ※日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の構成文化財です。	巴町	市	大正6年 (1917)	市指定 日本遺産
14		桐生俱楽部会館 令和5年2月9日指定 (第12号)	仲町	一般社団法人 桐生俱楽部	大正8年 (1919)	市指定

番号	写真	名称	所在地	所有者	建築年代	指定等
15		旧細谷家住宅 令和3年2月5日指定 (第7号)	横山町	法人	明治末期	—
16		桐生絹織 令和3年2月5日指定 (第8号)	西久方町	法人	昭和10年代	—
17		美和神社 令和2年2月12日指定 (第5号)	宮本町	神社	幕末頃	—
18		桐生西宮神社 令和2年2月12日指定 (第6号)	宮本町	神社	明治34年 (1901)	—

※国登録：国登録有形文化財

市指定：桐生市指定重要文化財

日本遺産：日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」構成文化財



歴史的風致形成建造物指定及び指定候補